

建築確認情報セルフ検索閲覧システム構築等業務委託
公募型プロポーザル方式 実施説明書

1 業務内容等

(1)業務名

建築確認情報セルフ検索閲覧システム構築等業務委託

(2)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 予算上限額

¥27,000,000円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む)

3 参加資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1)都道府県または政令市において地図情報(GIS)を活用した建築確認検索システムの開発実績があり、当該システムが稼働中であること。

(2)管理技術者として測量士の資格、照査技術者として空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置できること。

(3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4)北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(5)北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立て

4 スケジュール

内容	時期
公募開始	6月12日(木)
質問書の提出期限	6月19日(木)午後5時必着
質問書への回答(予定)	6月23日(月)予定
参加申出書の提出期限	6月24日(火)午後5時必着

企画提案書等の提出期限	6月30日(月)午後5時必着
審査会実施	7月4日(金)または7日(月)
審査結果通知(予定)	7月8日(火)予定
委託契約締結	7月中旬

5 実施の流れ

(1)事前説明会

本業務のプロポーザル方式実施に係る説明会は実施しない。

(2)質問の受付

本提案に関する質問がある場合は、様式1「質問書」に記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。電話及び口頭による質問は受け付けない。

提出期限:令和7年6月19日(木)午後5時必着

(3)質問の回答

令和7年6月23日(月)までに、電子メールで質問者及び本企画提案への参加申込み(参加申出書による)があった全ての提案事業者に行う。

(4)参加申出書

本企画提案へ参加する者は、様式2「参加申出書」記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。

提出期限:令和7年6月24日(火)午後5時必着

※期限内に参加申出書の提出のないものは本企画提案への参加を認めない。

(5)企画提案書等の提出

ア 提出書類

①企画提案書

【記載内容】

- ・各業務の概要・企画提案(仕様書参照)
- ・業務実施方針
- ・業務工程
- ・業務実施体制

②本業務と同様の地方公共団体(都道府県・政令市等)からの受注実績(様式4)

③会社概要及び配置予定技術者の経歴書(様式5)

④提案見積書(任意様式)

※内訳の金額(税抜き)を詳細に記載し、「2 予算上限額」の範囲内で見積り、消費税相当額及び地方消費税相当額を合計した税込金額を記入し、提出すること。

⑤その他資料(提出は任意)

※①～④の提出は必須。

※①～⑤の提出様式について、A4横・片面刷り・上限10枚・左綴じを基本とする。

イ 提出部数 下記部数及び電子データ(PDF形式)を1部提出すること。

- ・正本1部(商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す)
- ・副本6部(うち4部は、提案者名が分からないようにすること)
- ・電子データは、メールまたは DVD-RW 等で提出すること。

ウ 提出期限 令和7年6月30日(月)午後5時必着

※期限以降の受付は一切しない。

※受付は、土日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

エ 提出場所 北九州市都市戦略局建築審査課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号13階

オ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便で、提出期限までに必着)

カ 留意事項

- ①提案書等の提出は、各社1件に限る。
- ②提案書等の提出後の差し替え、追加等修正は認めない。
- ③提出書類は返却しない。

(6)提案の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

ア 参加資格なく提案したとき。

イ 所定の日時までに参加申出書の提出がない、または提出書類が到着しないとき。

ウ 企画提案事業者が他の企画提案事業者と協定して提案したとき、または提案に対して不正があると認められるとき。

エ 1つの企画提案事業者が2つ以上の提案を行ったとき。

オ その他提案に際し違法な行為があったとき。

6 審査・選定について

(1)審査会開催(プレゼンテーション)について

ア 日時:令和7年7月4日(金)または7月7日(月)

※実施時間は、令和7年7月1日(火)までに電子メールで通知を行う。

イ 会場:北九州市役所

ウ 説明者:1社3名以内とする。

エ 方法:プレゼンテーション20分、質疑10分(予定)

・定められた時間内に説明を終えること。

・事前に提出された企画提案書に基づいて説明すること。

(2)評価項目、評価基準及び配点等評価方法

別紙「建築確認情報セルフ検索閲覧システム構築等業務委託評価基準および配点」のとおり

(3)選定方法

提出された書類の内容について、審査会(プレゼンテーション)において審査を行う。

各審査委員の評価点合計を総得点とし、最も評価点の合計が高いものを委託候補者として選定する。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、審査会

で協議のうえ、事業者を特定することとし、合計評点が6割以上を特定の基準とする。

(4)参加者なし又は参加者が1者の場合の取り扱い

申込書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には実施を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類を提出したものが1者であった場合であっても、(3)の方法に従い審査を行う。

(5)審査結果の通知

審査結果については、最優秀提案者の選定後、各提案者に書面で通知する。

7 契約

(1)委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、市と事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案内容を一部変更する場合がある。

(2)協議が整った場合は、委託候補者からあらためて見積書を徴し、内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。

(3)保証人は不要とする。

(4)契約保証金は契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(5)契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として手続きを進め、契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても、同様とする。

(6)その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理するものとする。

8 その他

(1)本企画提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

(2)事業費の支払いについては、業務完了報告書等にもとづく履行確認後、委託候補者から正当請求により支出する。

9 問合せ先

北九州市都市戦略局建築審査課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

担当:中野、柴田

TEL:093-582-2535

Eメール:toshi-kenchikushinsa@city.kitakyushu.lg.jp